

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県柳川市大和町徳益416番地
 氏 名 大坪G S I株式会社
 代表取締役 大坪 尚宏

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成 27 年 6 月 24 日

許可の有効年月日 平成 34 年 6 月 23 日



1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
紙くず	○	—	—
木くず	○	—	—
繊維くず	○	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	—	—	—
金属くず	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—
鋳さい	—	—	—
がれき類	—	—	—
ばいじん	—	—	—
燃え殻	—	—	—
汚泥	—	○	—
廃油	—	—	—
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
廃プラスチック類	○	○	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
 (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成15年6月24日付けで新規許可
 (2) 平成20年7月14日付けで更新許可
 (3) 平成22年1月13日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:大坪 早実)
 (4) 平成22年4月20日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「動植物性残さ」「鋳さい」「ばいじん」「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」及び「廃アルカリ」を追加。)
 (5) 平成23年6月9日付けの変更届出により氏名変更(旧氏名:株式会社大坪砕石)
 (裏面に続く)

(裏面)

- (6) 平成24年12月26日付けで優良基準適合確認
- (7) 平成27年6月24日付けで優良基準適合認定及び更新許可
- (8) 平成30年7月23日付けの変更届出により代表者の変更(旧代表者：大坪 隆治)
- (9) 平成30年8月1日付けの変更届出により「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する表記変更

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。